



佐賀県公報

平成20年
12月19日
(金曜日)
第 13112号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (四五四・こども課) 一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (四五五・地域福祉課) 二
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (四五六・) 二
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定 (四五七・) 三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の事業所の名称の変更 (四五八・) 三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく実施機関の指定 (四五九・) 三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (四六〇・) 四
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (四六一・) 四

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護療養型医療施設の指定 (四六一・) 五

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 (四六三・) 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更 (四六四・) 六

選挙管理委員会事項

○公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設の指定の変更 (告示・四八) 六

公安委員会事項

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催 (公告) 七

○ 告示

◎佐賀県告示第四百五十四号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	20-178	C h u SPECIAL [チュッスペシャル]	(株)ワニマガジン社	16151-1	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	20-179	KISSUI 「キッスイ」 Vol.062 1月号	(株)ジーオーティー	12955-01	
"	20-180	VIDEOBOY ビデオボーイ 1月号	(株)ジーオーティー	07851-01	
"	20-181	スーパー写真塾 1月号	(株)コアマガジン	15431-01	
"	20-182	まんがシャワー 1月号	(株)一水社	18399-1	
"	20-183	ウォーA組 1月号	(株)サン出版	01889-01	

●佐賀県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
山口眼科医院	佐賀市松原二丁目一番二〇号	平成二〇・一〇・一
立花カイセイ薬局	伊万里市立花町四〇〇五番地	平成二〇・九・一
ドラッグイレブン 薬局中ノ小路店	佐賀市中ノ小路七番二八	平成二〇・九・一六
ドラッグイレブン 薬局中川通り店	嬉野市嬉野町大字下宿乙二二八六番地四	"
ドラッグイレブン 薬局築城店	嬉野市嬉野町大字下宿甲四二七五番一	"
ドラッグイレブン 薬局みゆき通り店	嬉野市嬉野町大字下宿乙一三三八〇番地	"
ドラッグイレブン 薬局国病前店	嬉野市嬉野町大字下宿丙二二九九〇番地五	"
ドラッグイレブン 薬局千代田店	神崎市千代田町餘江二二二一番地一	"

●佐賀県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつた。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
新 医療法人お そえがわ脳神 経内科 佐賀市神園三丁目四番五号 平成二〇・一〇・一		
旧 医療法人小 副川外科		

●佐賀県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人 光寿 権藤医院	鳥栖市弥生が丘二丁目一番地	平成二〇・一一・一
けいしんクリニッ ク	鳥栖市原町字恒石六八八番地一	"
かわらハートクリ ニツク	鳥栖市曾根崎町二三七五番地	平成二〇・一一・七
わたや薬局	鳥栖市弥生が丘二丁目二〇番地	平成二〇・一一・一
うらのさき薬局	伊万里市山代町立岩三九〇番地一〇	"

●佐賀県告示第四百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年

法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施設機関から変更の届出があった。
平成二十年十二月十九日
佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
新 唐津鍼灸院	唐津市熊原町三二二四番地二	平成二〇・二・二七
旧 坂本鍼灸院		

●佐賀県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施設を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により、同法による医療支援給付のための施設を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

施設機関名	所在地	廃止年月日
三根整骨院	佐賀市大和町尼寺一五七五番地一	平成二〇・一〇・一
みやき整骨院	三養基郡みやき町大字白壁一本松二六五番地一	平成二〇・一〇・三〇
永石整骨院	西松浦郡有田町外尾町丙二二八番地二	平成二〇・一一・四
鍼灸院コスモス	唐津市浜玉町浜崎八〇三	平成一九・一一・一
桜井鍼灸院	鳥栖市秋葉町一丁目一〇二三番・二号	平成二〇・一一・二三

●佐賀県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 ツクイ
所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ツクイ 小城
所在地 小城市小城町松尾一〇二四番地一
サービスの種類 通所介護
- 二 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社シャロン
所在地 福岡市西区野方一丁目二番二五号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ホームタナカ
所在地 杵島郡大町町大字福母四〇〇番地八
サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

●佐賀県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護予防を担当し、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 指定年月日 平成二十年十月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 杏仁会
所在地 佐賀市神園三丁目一八番四五号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 医療法人 杏仁会 ケアセンター ANZU（あんず）
所在地 佐賀市神園三丁目一八番四五号
サービスの種類 介護予防訪問介護
- 二 (一) 指定年月日 平成二十年十月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 杏仁会
所在地 佐賀市神園三丁目一八番四五号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 医療法人 杏仁会 訪問看護ステーション にじいろ
所在地 佐賀市神園三丁目一八番四五号
サービスの種類 介護予防訪問看護
- 三 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社 ツクイ

所在地 神奈川県横浜市港南区上大岡西二丁目六番一号
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ツクイ 小城

所在地 小城市小城町松尾一〇二四番地一
 サービスの種類 介護予防通所介護

四 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人洋友会

(三) 所在地 佐賀市久保田町新田一四六八番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 老人保健施設シンフォニー佐賀

所在地 佐賀市久保田町新田三六七九番地
 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

五 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人洋友会

(三) 所在地 佐賀市久保田町新田一四六八番地
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 老人保健施設シンフォニー佐賀

所在地 佐賀市久保田町新田三六七九番地
 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護

六 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人至慈会

(三) 所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里一八三二番地一八
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 介護老人保健施設清涼荘

所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里一八三二番地一八
 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

七 (一) 指定年月日 平成二十年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 医療法人至慈会

(三) 所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里一八三二番地一八
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 介護老人保健施設清涼荘

(一) 所在地 杵島郡白石町大字戸ケ里一八三二番地一八
 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 有限会社シャロン

(三) 所在地 福岡市西区野方一丁目二番二五号
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名称 ホームタナカ

所在地 杵島郡大町町大字福母四〇〇番地八
 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護

◎佐賀県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のため及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成二十年十一月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 洋友会
所在地 佐賀市久保田町新田一四六八番地
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 老人保健施設 シンフォニー 佐賀
所在地 佐賀市久保田町新田三六七九番地

●佐賀県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 廃止年月日 平成十八年四月一日
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人 祐愛会
所在地 鹿島市山浦東丁五〇六番地 三
 - 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービス ゆうあい山浦
所在地 鹿島市高津原四三〇六番地
- サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護

●佐賀県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	医療法人おそえがわ 脳神経内科		
旧	医療法人小副川外科		

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定の変更をした旨、鳥栖市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年十二月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

施設の種類	施設の名称		変更事項
	新	旧	
鳥栖市立保育所 鳥栖いずみ園	鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園	鳥栖市立保育所鳥栖園	
	鳥栖市藤木町二三六二番地二	鳥栖市秋葉町一丁目一〇二一番地三	

○ 公安警察委員会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定により、
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

平成20年12月19日

佐賀県公安委員会

委員長 山口久美子

1 初心者講習会の開催日時及び会場

開催日時	会場	場所
平成21年1月26日(月曜日) 午前9時から午後5時まで	佐賀市松原一丁目1番16号 佐賀県警察本部	
平成21年3月19日(木曜日) 午前9時から午後5時まで		〃

2 経験者講習会の開催日時及び会場

開催日時	会場	場所
平成21年1月9日(金曜日) 午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎	
平成21年2月18日(水曜日) 午後1時30分から午後4時30分まで	武雄市武雄町大字昭和265番地 佐賀県武雄総合庁舎	
平成21年3月10日(火曜日) 午後1時30分から午後4時30分まで	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀県佐賀総合庁舎	

3 その他

- (1) 初心者講習会は、初めて猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行います。
- (2) 経験者講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を更新しようとする者に行います。
- (3) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に本人の写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面の上三分身で縦及び横の長さが3センチメートル

のもの)2枚を添え、受講日の5日前までに、住所地を管轄する警察署を経由して佐賀県公安委員会に提出してください。

- (4) 講習会の開催日については、会場の都合により変更となる場合がありますので、申込みの際に確認してください。

- (5) 講習会に関する問い合わせ先

この講習会の詳細については、佐賀県警察本部生活安全部生活環境課(電話代表0952-24-1111 内線3173)又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全・刑事課にお問い合わせください。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十二月十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社